

あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net

その日は

突然

相続について考える

平成28年5月号

やってくる

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番

港ビル203号

TEL:092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

先月は、隣県の熊本と大分で大きな地震が発生し、たくさんの方が被災されました。まずもって、お見舞い申し上げ、一刻も早く、被災地が復旧・復興できることを祈念致します。

今年の5月の前半は、震災を受けた方には過酷な雨と風が強い日々がありました。ゆっくりと新緑の木々を眺める余裕はないと思います。しかし、自然と力強い営みを見ることで、被災地の復旧・復興の励みになればと願わずにはられません。自然の猛威に畏敬の念を持ち、その中で私たちの細やかな生活があるとするなら、この震災を乗り越えて、後世にしっかりと伝えるための強い気持ちも必要だと思います。そういう広い意味での「相続」を考えていただけると幸いです。

未成年の子供の相続は・・・

今回の相談者は、弁護士より紹介されて訪れた加藤喜代子さん（仮名・42歳）です。喜代子さんのご主人清一さん（仮名・享年44歳）は、開業医として活躍されていましたが、1年前に突然亡くられました。お二人には子供さんが二人いらっしゃいますが、小学生と中学生であり二人とも未成年者です。喜代さんは、ご主人が残したクリニックを、開業されるドクターに貸したいと考えていたら、幸いすぐに借り手のドクターは見つかったのです。しかし、この方から不動産の賃貸借契約は、相続完了後の名義人と締結したいという申し出があり、そこで、亡くなったご主人の名義から相続人への相続登記を希望されて当事務所に来られたのです。

この度のクリニックの相続については、少し事情があり、亡くなられたご主人のお父さん、いわば義父の意向が強く反映されているからです。それは、このクリニックの開業資金は義父より出されていたこともあり、喜代子さんの名義が入らないことを希望されたのです。法定相続ならばすぐにでも手続きが出来るのですが、そうすると喜代子さんの名義が入ってきます。義父との関係も大切にしたいと考えている喜代子さんは、遺産分割にて、お子さん二人の名義にすることにしたのでした。賃貸借契約を急ぎたいのと義父との関係を大事にしたいこととの板挟みになり、弁護士を介して当事務所に来られたのです。

そこで、私は、時間が少しかかることを喜代子さんに伝えました。なぜなら、未成年者がいる場合の遺産分割は、家庭裁判所より特別代理人の選任が必要である旨を説明して、それが決定してから初めて相続登記の申請が可能となるため、その選任手続きを急いでもらい、決定後、子供さん二人の共有名義に登記を完了しました。

今回の一件で、喜代子さんは随分と疲弊されたようです。賃貸借の契約もわが子の代理として契約することとなり、義父との関係も維持していかなくてはなりません。もし、ご主人が遺言書を作成して、義父との関係をきちんと考慮していたら、スムーズに相続が進められたことでしょう。相続は突然です。備えあれば憂いなし・・・相続や遺言のことを考えるなら、是非、私にご相談ください。

ここでちょっと豆知識



相続される財産って何？

被相続人（亡くなった人）の不動産・動産・金銭・有価証券・権利などのプラスの財産と、被相続人が負担していた各種ローンなどの債務であるマイナスの財産があります。

つまり、プラスになる財産だけでなく、マイナスになる財産も相続することになります。